

平成 23 年度松下社会福祉事業福利厚生基金リフレッシュサポート事業【旅行編】実施要綱

1 主 旨

リフレッシュサポート事業は、職員にリフレッシュの機会を与え、もって健康の保持と体力の回復に資することを目的として実施するもので、職員が前記の目的のために旅行等を行う場合、以下に定める方法により当該職員に年 1 回その費用の一部を助成するものです。

2 実施主体

財団法人愛知県民間社会福祉事業職員共済会（以下「本会」といいます。）

3 実施期間

平成 23 年 4 月 15 日から平成 24 年 2 月 29 日

ただし、助成の対象となる旅行等が実施期間内に完了している場合に限りです。

また、年度途中であっても、対象人数を超えた場合は助成を打ち切ります。

4 助成額

1 人 上限 2,000 円（年 1 回限り）

5 助成対象

個人または団体に次で定める旅行等を行う本会会員（以下「会員」といいます。）

ただし、申し込み時および旅行完了時に本会会員であることが条件となります。

- (1) 本会が指定する旅行代理店業者（以下「指定業者」といいます。）を通じて申し込む
宿泊旅行
- (2) 指定業者を通じて申し込む日帰り旅行（日帰り旅行は、各旅行代理店で取り扱う主催旅行（パッケージツアー）または職員旅行等の団体で行う手配旅行に限りです。）

旅行形態	宿泊旅行		日帰り旅行	
	主催旅行	手配旅行	主催旅行	手配旅行
団体旅行	○	○	○	○
個人旅行	○	○	○	×

- (3) 本会が指定する保養施設（以下「指定施設」といいます。）の利用

6 助成対象人数

2,100 人以内

7 助成の方法

- (1) 会員が指定業者を通じて旅行（日帰り旅行も含みます。）を行った場合、または指定施設を利用した場合に、指定業者または指定施設を通じて助成を行います。
- (2) 本会における支給対象者の確認及び指定業者または指定施設の利用の完了をもって、助成の決定に代えるものとします。

8 利用の方法

利用の手順は、次のとおりです。

なお、詳細は別紙「ご利用案内（旅行編）」に記載のとおりです。

- (1) 助成の申し込みは、1回の利用ごとに、事業所単位で行うものとします。
- (2) 助成を受けようとする会員は、「5助成対象」に掲げる(1)、(2)においては別紙様式1、(3)においては様式2の「利用申込書」に必要事項を記入したうえ、事業所長等に会員である証明を受けます。
- (3) 会員は、「5助成対象」に掲げる(1)(2)の場合、あらかじめ指定業者に旅行の予約を入れておきます。
- (4) 会員は、「利用申込書」を本会あてFAXにより送信し、会員であることの確認を受けます。
- (5) 本会にて、確認の後、会員の所属する事業所へFAXにより返信します。
以上で「利用申込書」の完成となります。
- (6) 会員は、上記の「利用申込書」を、指定業者または指定施設に提出し、利用代金から助成額を差し引いて支払うものとします。

※利用は事前の手続きが必要です。旅行後(施設利用後)の申請はできません。

9 指定業者（指定施設）および取扱店舗、各種利用特典等 別記1のとおり

10 その他

- (1) 会員以外の同行される方は、助成の対象となりません。
- (2) 旅行計画の取り消し・変更等により、宿泊を行わなかった場合、助成は行いません。
なお、この場合のキャンセル料については、助成の対象とはなりません。
- (3) 助成を受けた会員が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成は行いません。また、すでに助成が完了している場合でも、返還いただくことがあります。
 - ア 利用した時点で、すでに職員でなくなっていたとき
 - イ 助成を受けたものを他人に利用させたとき
 - ウ 助成手続きに不実の記載があったとき
 - エ 利用にあたり、職員として品位をそこない、又は職員としてふさわしくない行為があったとき
- (4) 指定業者および指定施設の選定基準は別に定めます。

(別記1)

松下社会福祉事業福利厚生基金リフレッシュサポート事業
指定業者および指定施設一覧

(1) 指定業者

会社名 (主な連絡先)	取扱店舗 (数)	助成に上乗せされる特典
近畿日本ツーリスト株式会社 TEL 052-583-8331 FAX 052-563-1846	国内の全支店及び愛知県内の代理店 (200)	パッケージツアー「メイト」 3%割引、パッケージツアー「ホリデイ」 3%割引(同行者3%) ただし、メイトのうち宿泊企画のみ。JRセットプランは2%割引
株式会社JTB 東海本社 TEL 052-582-1051 FAX 052-582-1139	愛知県内の全支店及び営業所 (34)	国内パッケージ旅行「エスコート」 3%割引 パッケージツアー「ルック」 3%割引 (同行者3%)
名鉄観光サービス株式会社 TEL 052-581-5435 FAX 052-582-5031	国内の全支店 (92)	パッケージツアー「ジャンボマーチ」「スカイマーチ」「マーチBe!」「ジャンボマーチBe!」「スカイマーチBe!」「パノラマツアー・トライ」 3%割引 (同行者: 家族に限る)
鯨バス株式会社 TEL 052-913-1241 FAX 052-916-4786	愛知県内営業所 (6)	鯨バス旅行パック(バスツアーのみ) 5%割引
東武トラベル株式会社 TEL 052-581-4001 FAX 052-586-4756	名古屋支店 (1)	パッケージツアー 3%割引 (一部商品を除く)
豊鉄観光株式会社 TEL 0532-46-0271 FAX 0532-47-6241	県内営業所 (9)	ハニットアゼリツアー(国内・海外) 3%割引
名阪近鉄旅行株式会社 TEL 052-439-5304 FAX 052-431-8561	国内の全支店 (14)	カックツアー 3%割引
日本通運株式会社 TEL 052-231-7825 FAX 052-231-7824	愛知県・岐阜県・三重県の支店 (5)	海外パッケージ「JALパック」 3%割引 (同行者も適用) 国内パッケージ「JALステージ」「ANAスカイホリデイ」 3%割引 (同行者も適用)
株式会社農協観光 TEL 052-951-1553 FAX 052-951-2487	愛知県内支店 (4)	海外Nツアーワールド、国内「こだわりの宿」 3%割引
愛知バス株式会社 ABC 旅行センター TEL 052-909-5563 FAX 052-909-3710	愛知県内支店 (2)	ABC ツアー (バスツアーのみ) 5%割引
株式会社日本旅行 TEL 052-232-6710 FAX 052-232-6711	愛知県内支店 (11)	赤い風船 5%割引 マッハ 5%割引 ベスト・ベストエクセレント 3%割引
名鉄観光バス株式会社 TEL 052-586-2231 FAX 052-571-4686	愛知県(11)・岐阜県(1)・三重県(1)の支店及び旅行センター	ドラゴンズパック 3%割引
株式会社 ツーリストアイチ TEL 0568-35-5556 FAX 0586-31-3331	愛知県・岐阜県内の営業所(13)	国内パッケージ旅行「エスコート」 3%割引 パッケージツアー「ルック」 3%割引 (同行者3%)

(2) 指定施設

会 社 名	利用施設名	助成に上乗せされる利用特典
長島観光開発株式会社	長島スパランド ジャンボ海水プール 湯あみの島	各施設約11%～23%割引 (会員本人に限る)
蒲郡海洋開発株式会社	ラグーナ蒲郡「ラグナシア」	全券種10%割引 (会員本人と同行者)
	ラグーナ蒲郡 「テルムマランラグーナ」	タラソ1日プログラム10%割引 (会員本人と同行者)
株式会社名鉄インプレス	野外民族博物館リトルワールド	大人入館料1,600円とキャッシュクーポン600円分 合計2,200円のところ2,000円 (会員本人と同行者)

※予約特典は、割引後、助成金額が差し引かれます。

※ソウェルクラブ等他の割引サービスとの重複については、各店舗にお問い合わせください。

※同行者について特に記載がない場合は、各会社によって取り扱いが異なりますので、各店舗にお問い合わせください。

**平成 23 年度松下社会福祉事業福利厚生基金リフレッシュサポート事業
指定業者および指定施設の選定基準について**

- 1 財団法人愛知県民間社会福祉事業職員共済会（以下「本会」といいます。）が実施する、松下社会福祉事業福利厚生基金リフレッシュサポート事業における指定業者と指定施設を選定する際の基準は次のとおりとします。
- 2 ここでいう「指定業者」と「指定施設」とは、平成 23 年度松下社会福祉事業福利厚生基金リフレッシュサポート事業実施要綱に定めるものをいいます。
- 3 指定業者の選定方法は次のとおりとします。
 - (1) 新たに指定業者になろうとする旅行代理店業者は、本会が定める期日までに、別紙様式 3 により本会あて申請するものとします。
 - (2) 本会は、申請を受け付けた指定業者について、次の要件に照らし合わせ、より多くの会員の利用が見込める旅行代理店業者を数社選定し、申請期限後 1 週間以内にその可否を通知するものとします。
 - ア. 本会会員の利用が多く見込まれること
 - イ. 利用できる店舗のエリアが比較的広範囲に及んでいること
 - ウ. 旅行代理店業者としての実績と信用があること
 - エ. 利用に際して、有利な特典があること
 - (3) 新たに指定業者として選定された旅行代理店は、すみやかに本会との契約を締結するものとします。なお、この場合の契約期間は、平成 23 年度限りとします。
 - (4) 平成 22 年度に指定業者として契約しているものについては、特に契約解除の申し出がない限り継続するものとします。
 - (5) 指定業者の年度途中の追加は、原則として行わないものとします。
- 4 指定施設の選定方法は次のとおりとします。
 - (1) 新たに指定施設となる保養施設は、本会が候補となる施設と直接交渉し、次の要件に照らし合わせ、適当と認められる施設を選定するものとします。
 - ア. 本会会員の利用が多く見込まれること
 - イ. 保養のための施設として、社会的な評価を受けていること
 - ウ. 愛知県内または近隣地域にあり、容易に利用できること
 - (2) 本会は、指定施設として認められた施設に対して、すみやかに契約を締結し、会員に周知するものとします。
 - (3) 指定施設の年度途中の追加は、契約交渉に時間を要する場合があることが想定されるため、行うことができるものとします。